

施行日 平成29年3月1日

改正日 平成31年4月1日

大阪市保育人材確保対策貸付事業実施要綱

第1条 目的

この制度は、保育士資格の新規取得者の確保及び保育士の離職防止を目的に、保育士資格を有する者であつて、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、保育人材確保対策貸付金を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 保育人材確保対策貸付事業は次の各号に掲げる貸付事業をいう。

(1) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士に対し、当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付ける事業

(2) 就職準備金貸付事業

潜在保育士に対して、就職のための準備に必要な経費を貸し付ける事業

(3) 保育補助者雇上げ支援事業

保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業を運営する事業者に対して、保育補助者の雇い上げにかかる費用の一部を貸し付ける事業

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業

未就学児を持つ保育士に対し、保育士が保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する場合に、その費用の一部を貸し付ける事業

第2条 貸付事業の実施主体

前条に定めるすべての事業（以下「就職準備金等」という。）は、大阪市の補助事業として、大阪市として実施が適当と認めた間接実施団体（以下「甲」という。）が実施することとする。また、大阪市（以下「乙」という。）は必要な指導・助言を行うこととする。

第3条 貸付対象

再就職準備金等の貸付けの対象は、以下に掲げる者とする。

(1) 保育料の一部貸付

以下の①～③のいずれかの要件を満たす者。

① 平成31年4月1日以降、以下のア～ウに掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに保育士として週20時間以上の勤務を開始している者。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園。ただし、大阪市立児童福祉施設条例別表第1に掲げる施設のうち、大阪市立保育所運営業務委託契約に基づき運営を委託している保育所を除いた保育所は対象外とする。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

ウ 児童福祉法第6条の3第10項（ただし小規模保育C型を除く）及び第12項に規定する事業であつて、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの

② 平成30年4月1日以降、新たに保育所等において保育士として週30時間以上

の勤務を開始している。

- ③ 保育所等に雇用されており、平成31年4月1日以降に産後休暇又は育児休業から復帰し、保育士として週20時間以上の勤務を開始している

(2) 就職準備金貸付

以下の要件のいずれも満たす者。

- ① 保育士登録後1年以上経過した者
② 以下に掲げる施設又は事業を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

- ③ 上記①②を満たし、以下のいずれかの要件を満たす者

ア 平成31年4月1日以降、新たに保育所等において保育士として週20時間以上の勤務を開始している者

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに保育所等において保育士として週30時間以上の勤務を開始している者

(3) 保育補助者雇上げ支援事業

以下の要件のいずれも満たす事業者とする。

- ① 平成29年4月1日以降に市内の保育所等で保育補助者として勤務する者を直接雇用している保育所等を運営する民間事業者
② 保育士の業務負担軽減に資する取り組みを行っている事業者と市長が認める事業者であること。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

- ① 未就学児をもつ保育士であって、平成30年4月1日以降に市内の保育所等で保育士として勤務する者。または保育所等に雇用されており、平成31年4月1日以降に産後休暇又は育児休業から復帰した者。

- ② その保育士の子どもが保育所等を利用していること。

第4条 貸付対象期間、限度及び貸付額

1 貸付対象期間（就職準備金貸付を除く）は、以下に掲げる期間とする。

(1) 保育料の一部貸付

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付対象期間は当該保育所等に勤務を開始した日（産後休暇又は育児休業から復帰した者は復帰をした日）から起算して1年間を限度とする。

(2) 保育補助者雇上げ支援事業

保育補助者が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

(3) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日（産後休暇又は育児休業から復帰した者は復帰をした日）から起算して2年

間を限度とする。

2 貸付金の限度は以下に掲げるとおりとする。

(1) 保育料一部貸付

貸付を受ける者のこどもの保育所保育料に充当する場合のみ貸付けることができる。

(2) 就職準備金貸付

保育所等での勤務を開始するにあたり必要と考えられるものの費用に対し貸し付けることができる。なお、貸付にあたっては、貸付申請時において、就職準備金の使途を明示する。

(就職準備金の使途の例)

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ・ 保育従事に伴い活用する教材・書籍購入費など

(3) 保育補助者雇上げ支援事業

保育補助者の雇い上げにかかる費用についてのみ貸付けることができる。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業

貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した場合にかかる経費についてのみ貸付けることができる。

3 貸付額は、以下のとおりとする。

(1) 保育料一部貸付

未就学児の人数に関わらず、未就学児の保育料の合計額の半額とし、月額 27,000 円を上限とする。

(2) 就職準備金貸付

400,000 円以内とする。なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1 回限りとする。

(3) 保育補助者雇上げ支援事業

年額 2,953,000 円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の 4 月 1 日における常勤保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が 2 割以上の場合、年額 2,215,000 円以内を加算し、貸付額を年額 5,168,000 円以内とすることができるものとする。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業

未就学児の人数に関わらず、未就学児の保育料の合計額の半額とし、年額 123,000 円以内とする。

第 5 条 貸付方法及び利子

1 就職準備金等は、甲と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 貸付期間中の利子は、無利子とする。

第 6 条 連帯保証人

1 就職準備金等の貸付けを受けようとする者は、原則 1 名の連帯保証人を立てなければならない。ただし、就職準備金等の貸付けを受ける者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、就職準備金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

る。

- 3 連帯保証人については、次の各号をすべて満たす人でなければならない。
 - (1) 独立した生計を営んでいること。
 - (2) 貸付申請時の年齢が 65 歳未満であること。
 - (3) 住民税が課税される程度の安定した収入があること。

第 7 条 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 甲は、貸付契約の相手方（以下「貸付対象者」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
 - (1) 保育料一部貸付
 - ① 退職したとき。
 - ② 疾病その他の理由により勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (2) 就職準備金貸付
 - ① 退職したとき。
 - ② 疾病その他の理由により勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ その他就職準備金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 保育補助者雇上げ支援事業
 - ① 貸付対象費用で雇い上げられている保育補助者が退職したとき。
 - ② 疾病その他の理由により、保育補助者が勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業
 - ① 退職したとき。
 - ② 疾病その他の理由により勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ その他預かり支援事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 甲は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで保育料一部貸付及び未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業の貸付けを行わないものとする。

貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。また、保育補助者雇上げ支援事業については、保育補助者が疾病その他の理由により休職したときに、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで雇い上げ支援事業の貸付を行わないものとする。
- 3 甲は、貸付対象者が就職準備金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第 8 条 返還の債務の当然免除

甲は、貸付対象者が次の各号の一に該当するに至ったときは、就職準備金等の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 保育料一部貸付
 - ① 保育料の一部の貸付けを受けた者が大阪市内の保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、勤務を開始した日（産後休暇又は育児休業から復帰した者については復

した日) から2年間引き続き週20時間以上(平成31年3月31日以前に勤務を開始し貸付を受けた場合は週30時間以上)の勤務として(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合、または週20時間未満(平成31年3月31日以前に勤務を開始し貸付を受けた場合は週30時間未満)の勤務に変更となった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人等における人事異動等により、保育料の一部の貸付けを受けた者の意思によらず、大阪市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 就職準備金貸付

① 就職準備金の貸付けを受けた者が大阪市内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、勤務を開始した日から2年間引き続き週20時間以上(平成31年3月31日以前に貸付を受けた場合は週30時間以上)の勤務として(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合、または週20時間未満(平成31年3月31日以前に貸付を受けた場合は週30時間未満)の勤務に変更となった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人等における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、大阪市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 保育補助者雇上げ支援事業

① 貸付対象費用で雇い上げられている保育補助者が貸付を受ける期間中に保育士資格を取得した場合または当該貸付終了後1年以内に保育士資格を取得した場合で、あわせて保育士資格取得後も保育補助者として勤務を開始した保育所等で継続して保育士として1日6時間以上かつ月20日以上従事するとき。

ただし、保育士資格取得後に、法人等の人事異動により、市内の別の保育所等で業務に従事する場合も、返還免除要件を満たすものとする。

② 保育補助者が業務に従事している期間に、業務上の理由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することが出来なくなったとき。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業

① 預かり支援事業の貸付けを受けた者が大阪市内の保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、勤務を開始した日(産後休暇又は育児休業から復帰した者については復帰した日)から2年間引き続き週20時間以上の勤務として(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合、または週20時間未満の勤務に変更となった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人等における人事異動等により、預かり支援事業を受けた者の意思によらず、大阪市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起

因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第9条 返還

就職準備金等の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から甲が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、甲が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 就職準備金等の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付対象者又は保育補助者が就職準備金等の貸付けを受けた大阪市内において第8条の(1)(2)(3)(4)に規定する業務に従事しなかったとき。
- (3) 貸付対象者が貸付けを受けた大阪市内において第8条の(1)(2)(4)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (5) 借入申込書の記載内容と異なる就職準備金の使用実態が判明したとき。
- (6) その他就職準備金等の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第10条 返還の債務の履行猶予

1 裁量猶予

甲は、就職準備金等の貸付けを受けた者又は保育補助者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない就職準備金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 就職準備金等の貸付けを受けた大阪市内において第8条の(1)(2)(3)(4)に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第11条 返還の債務の裁量免除

甲は、就職準備金等の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた就職準備金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものである。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた就職準備金等を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合、就職準備金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 貸付けを受けた大阪市内において1年以上第8条の(1)(2)(3)(4)に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

第12条 延滞利子

甲は、就職準備金等の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて就職準備金等を返還しな

なければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第13条 市の財政措置

乙は、この事業の実施に必要な費用を予算の範囲内において甲に補助するものとする。

(その他)

第14条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については乙と甲がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。